

恒久派兵法制定を断固阻止し、平和憲法の完全実現を求める決議

- 1 自民党防衛政策小委員会は2006年8月、国際平和協力法案という名の、自衛隊の海外派兵を恒久化する石破委員長の私案をとりまとめた。そして、現在、自民党・公明党の共同のプロジェクトチームで、法案のとりまとめを進めており、次期臨時国会での法案の成立を目指している。

直接的な動機としては、昨年新テロ特措法が期限切れを迎え、インド洋で兵站活動を行っていた自衛隊が撤退を余儀なくされたことから、来年1月に新テロ特措法が期限を迎えるため、政治情勢の中で特措法が国会を通らず、自衛隊の兵站活動が中断をしないようにするためのものであるが、決して軽視できない背景を有するものである。

- 2 1991年の湾岸戦争以降、自民党は自衛隊の海外派兵の恒久化を目指し、武器使用の要件の拡大等を進め、PKO協力法案、周辺事態法、新ガイドライン、テロ特措法、イラク特措法などの悪法を積み重ねてきた。そして、2002年には福田康夫官房長官（当時）の下で国際平和協力懇談会が設置され、同懇談会報告書では自衛隊の海外派兵の方針が明確に打ち出された。憲法9条の立法による破壊を極限まで推し進める法案の準備が進められてきた。

一方、自民党は2005年に憲法9条2項の改訂を内容とする新憲法草案を発表し、新憲法制定を党の方針とした。福田内閣も新憲法制定の方針は一切放棄していない。これに対し、九条の会による草の根運動の進展などにより、世論調査で9条改悪に反対する世論が66%にのぼるなど（朝日新聞5月3日発表）、憲法9条の改悪に対する反対運動と世論が広がっている。

恒久派兵法制定の企ては、集団的自衛権行使の全面解禁に向けた安全保障基本法の制定と併せて、立法による9条の破壊を極限まで推し進めようとするものである。明文改憲と立法改憲を車の両輪として9条破壊が推し進められようとしている中、恒久派兵法を単なる特措法の恒久化として軽視することはできない。

- 3 前記石破私案は、①自衛隊の海外派兵について、国連決議すら不要で我が国が必要と認めると海外派兵ができるようにするとともに、②使用できる武器を小型武器に限定することなく実施計画で定めればいかなる武器をも利用でき、③武器使用の要件を緩和するとともに、正当防衛等の要件を満たさなくとも、任務遂行のために必要な場合に殺傷もできるようにするなど、自衛隊を海外での治安・掃討作戦に全面参加を可能とする内容になっている。憲法蹂躪の最たるものであり、国際平和協力法案という名とは全く正反対の海外で戦争に参加するための法案にほかならない。
- 4 日本国憲法は、アジア・太平洋戦争の反省にたって、非戦・非武装の恒久平和主義を誓っている。自衛隊の海外派兵は憲法を蹂躪するものであって、断じて許されない。自衛隊の海外派兵が憲法違反であることは、自衛隊のイラク派兵差止訴訟における本年4月18日の名古屋高等裁判所判決で、明確に断罪された。

自由法曹団は、このような憲法を破壊し、海外派兵を推し進める企みを阻止し、日本国憲法の掲げる非戦・非武装の恒久平和主義を実効あらしめるため、引き続き全力をあげて闘う決意を表明する。

2008年5月26日

自由法曹団2008年5月研究討論集会